

第Ⅲ章 保存整備事業の経過

第1節 保存の経過

史跡指定 高度経済成長期にあたる昭和30年代後半以降、加古川市の人口は急速に増加し、年間約1万人の人口増加を記録していた。それに伴い住宅地の整備が求められ、西条古墳群の所在する台地上も昭和46(1971)年に行者塚古墳を除いた範囲が市街化区域に指定され、急速に宅地化が進められた。

こうした背景のなか、この台地上に所在していた数十基の後期古墳や弥生時代の墳丘墓は、昭和38年度に始まる大規模な宅地造成工事によってそのほとんどが消滅し、僅かに古墳時代中期の大型古墳3基のみが残される結果となった。さらに、宅地化によって地価が急騰したため、残された古墳群の土地所有者からも古墳を宅地化し売却したいという要望が聞かれるようになった。加古川市教育委員会は、土地所有者と話し合いを重ねるとともに、昭和47(1972)年7月8日に文化庁へ陳情書を提出し、行者塚古墳、人塚古墳、尼塚古墳が、時期的に連続性のある古墳でありながら前方後円墳と造り出し付円墳とに分かれることについて、当時の社会的、経済的、政治的力関係を知ることのできる好例であるとして、国史跡の指定を陳情した。

昭和48(1973)年、文化庁は6月18日付け文部省告示第120号において西条古墳群を史跡に指定した。これにより、史跡西条古墳群は将来にわたって保護してゆくべき文化財となった。なお、昭和51(1976)年4月7日には、文化庁からの通知において、加古川市が「古墳群を管理すべき地方公共団体」として指定された。

史跡指定の内容は以下のとおりである。

【名 称】西条古墳群

【所 在 地】行者塚古墳：加古川市山手二丁目958、959(旧地名 八幡町中西条字調子塚958、959)
人塚古墳：加古川市山手二丁目1700-100、103、111(旧地名 神野町西条字北山1700-100、103、111)

尼塚古墳：加古川市山手二丁目1700-51(旧地名 神野町西条字北山1700-51)

【指 定 日】昭和48年6月18日 史跡指定 文部省告示第120号

【指定基準】史跡の部第1(古墳)

【指定理由】 西条古墳群は、加古川流域に成立した古墳群のひとつであり、洪積台地末端に位置している。

古墳群は、行者塚(前方後円墳、全長約100m、高さ9.5m)、人塚(円墳、直径約50m、高さ約9m)、尼塚(円墳、直径約40m、高さ約5m)の3基の大型古墳を中心に數十基の古墳で構成されていたが、小型古墳のほとんどは現在失われている。

播磨における古墳時代の成立発展を考えるうえで貴重な遺跡であり、古墳群の中核である。

【指定地の面積】22,189.57m²(実測値)

(行者塚古墳10,929.97m²、人塚古墳8,124.60m²、尼塚古墳3,135.00m²)



第91図 指定範囲図

指定地の公有化 昭和48（1973）年に国史跡の指定を受けたものの、周辺の宅地開発は止むことを知らず、地価は急騰する一方であった。将来へ向けて史跡の保存に万全を期すためには、史跡範囲を公有化する必要があり、地価の急騰が続いている情勢から、一刻も早い公有化が求められた。

昭和49（1974）年に、加古川市は史跡等購入費国庫補助事業を活用し、西条古墳群用地買上げ事業を決定し土地の取得に着手した。公有化の対象となったのは、行者塚古墳内の神社境内地1,323m²（公簿値）、複数の個人が原野、山林として所有している人塚古墳8,123m²（公簿値）、同じく複数の個人が山林として所有している尼塚古墳3,135m²（公簿値）である。

まず、同年12月に入塚古墳8,123m²について、起債による先行取得を実施した。総額138,091,000円のうち、138,000,000円を太陽神戸銀行（当時）から金利9.7% 2年据置8年元金均等償還により借入れ取得した。その後、昭和59年度に償還を完了した。

昭和51（1976）年11月には、文化財保存施設整備費補助金を活用し、尼塚古墳3,135m²を総額57,684,000円にて直接買上げした。事業実施においては、不動産鑑定所に依頼して土地の鑑定評価を受け、加古川市適正価格審議委員会において適正価格を決定し、総務部用地課（当時）が土地所有者と交渉して取得した。

昭和52（1977）年12月には、尼塚古墳と同様の方法で行者塚古墳1,323m²の土地を10,324,860円にて直接買上げした。なお、行者塚古墳のその他の土地9,606m²（公簿値）については大蔵省用地であったが、平成12（2000）年5月に文部省（当時）へ所管換えとなった。

第2節 基本計画

策定の経緯 人塚古墳の土地先行取得に関する償還が昭和59年度に完了した時期、加古川市では同古墳に隣接する西条廃寺について発掘調査を実施し、その後史跡公園化の整備を実施した。この整備の完了を待って、平成6年度から西条古墳群の史跡整備事業が本格的に開始された。初年度の事業として、史跡整備委員会の発足と史跡整備基本計画の策定が実施された。

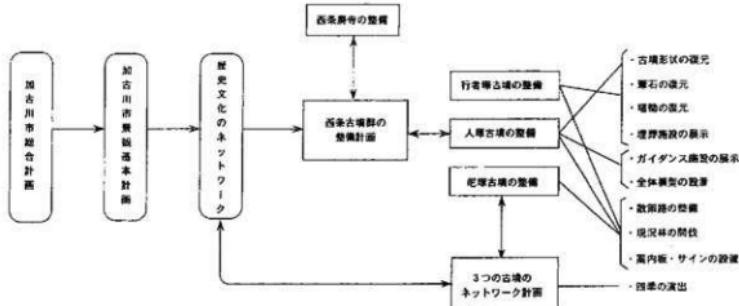
前提となる上位計画 当時の加古川市総合基本計画では、「人間性豊かな心ふれあうまちづくり」を基本理念とし、「交流拠点都市」「市民創造都市」「快適生活都市」の実現を目標に掲げていた。西条古墳群の史跡整備は、上記の「市民創造都市」を目指す、「文化の香り高いふれあいのある健やかなる社会を築き、市民がゆとりとうるおいのある生活を楽しむことができる都市空間」の実現化に沿うものといえる。

また、加古川市景観基本計画では、西条古墳群を含む地域について、「住宅市街地景観ゾーン（歴史の丘）」として整備していく方針が示されており、「居住ゾーンの中に分布する古代歴史資源を生かした景観形成」を目指していた。

上記「歴史の丘」としての計画と重なるものに「加古川歴史文化ネットワーク構想」が存在した。市内の歴史的遺産を道路整備などによって結び付けようとするもので、国史跡西条古墳群、県史跡西条廃寺、市史跡宮山遺跡、日岡山古墳群、白沢古墳公園を含むエリアは「古墳・古寺ゾーン」に位置付けられていた。他に、古大内遺跡（賀古駅家跡）、鶴林寺、教信寺、尾上神社、住吉神社を含むエリアを「平安文化ゾーン」、中道子山城跡、天神山城跡を含むエリアを「中世山城ゾーン」とし、そのほか平荘湖古墳群や加古川総合文化センター博物館をも含めて「歴史街道」として結ぼうとするものであった。

整備方針 これらの上位計画を前提に基本計画が策定された。また、すでに西条廃寺が復元整備されていたことから、上位計画の内容を踏まえた一体的な整備を行い「歴史の丘」として幅広く活用することを目標に計画が練られた。

本計画では、史跡整備の方針として、「教育的機能」「コミュニケーション機能」「市の独自性を表現した史跡公園化」を重視した。教育的機能は、今後実施される発掘調査において発見される出土品や



第92図 整備計画フロー

埋葬施設を現地において再現し、歴史の広がりや文化を直に触れ体験できるようにすることで、歴史・文化を継承する子供たちへの教育の場とすることを目指したものである。コミュニケーション機能は、西条廃寺も含めた公園的整備を行うことで、地域住民に開放された緑地空間として地域コミュニティの核となることをを目指したものである。独自性を表現した史跡公園化は、史跡の特徴を生かした整備手法を検討し、新しい史跡保全表現を試みることで、市の独自性を高めることを目指したものである。

整備計画 以上のことを踏まえて、各古墳について具体的な整備計画が検討された。

行者塚古墳については、市内最大級の前方後円墳であることも考慮し、復元や展示によって埋葬施設や出土遺物を現地にて見学できるように整備することとした。墳丘は、古墳築造当時の様子がわかるよう部分的な再現ゾーンを設け、葺石を復元することとし、周濠の範囲も明確に示す計画とした。墳頂部の埋葬施設は、ガラス等で覆屋を設け、内部をのぞけるようにする計画とした。再現ゾーン以外は、樹木の間伐を行って古墳の形状をわかりやすくし、墳丘上を歩いて体験できるよう散策ルートを整備する計画とした。造り出し上には、形象埴輪などの出土品を展示するコーナーを設置し、敷地内の一帯には解説コーナーを設け、古墳の全体構造などを紹介することなどが計画された。

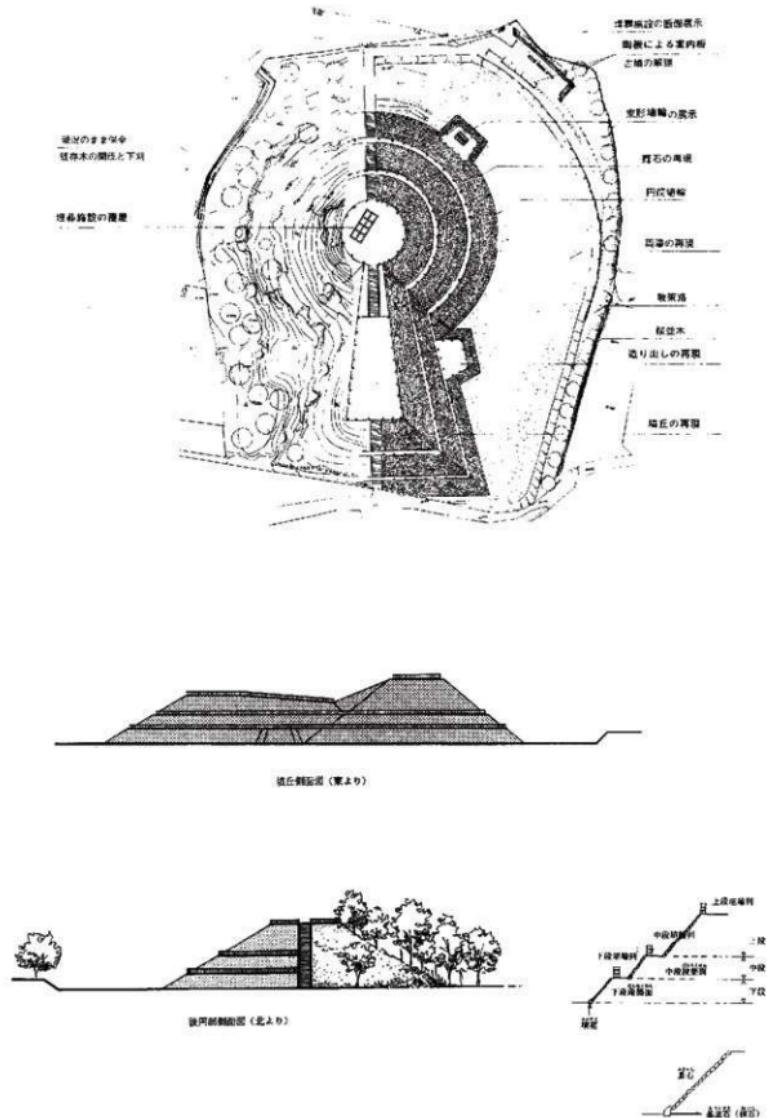
人塚古墳については、既に整備されている西条廃寺に隣接していることから、歴史的空間の一体化を重視したものとし、また活用できる有効スペースも広いため、ガイダンス施設を設置し情報発信の拠点とする計画とした。ガイダンス施設は、西条廃寺との境にある東屋から古墳に至る間のスペースに設置し、古代の加古川の地形、古墳の概要、古墳のつくり方、出土品の展示、その他の情報案内コーナーなどで構成することとした。東屋から古墳までは高低差があるため、施設はスロープ等を活用した立体的な構造として計画された。また、ガイダンス施設に隣接する場所に西条古墳群の全体模型を展示することとし、安全性や表現の臨場感とのバランスを検討した結果、コンクリートレプリカに着色する計画とした。墳丘部分の整備については、削り取られて失われた前方部を復元することとし、発掘調査等によって規模を検証する計画とした。併せて、周濠部分の調査を行い、復元することとした。また、葺石等の再現は行わないものの行者塚古墳と同様に樹木の間伐をし、墳丘上を歩いて散策できるよう整備することとした。さらに墳頂部は展望スペースとして活用する計画とした。

尼塚古墳については、住宅に囲まれ、古墳の規模も小さいことから、最低限の整備にとどめることとし、樹木の間伐や周濠の明示によって古墳の形状を明確にすることや、墳丘上を歩いて体験できる散策ルートの整備等が計画された。

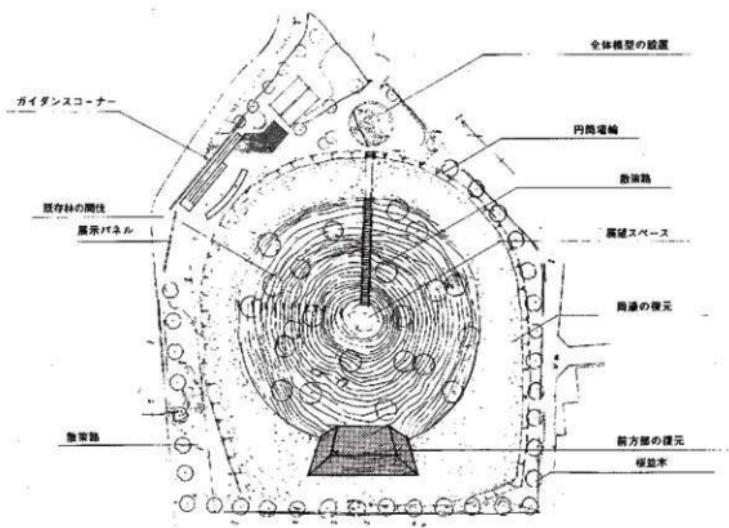
さらに、個別の古墳の整備計画とともに、3基の古墳を結ぶネットワーク化についても検討された。それぞれの古墳は住宅地に囲まれており、面として古墳群を認識することが困難であるため、既設道路等を活用した動線計画が必要であった。また、上位計画において歴史街道構想があり、その計画にも反映できるようなデザインや演出が求められた。まず、道路を活用した計画として、各古墳へ行くためのルート表示とデザイン性を考慮し、石畳によって導く計画とした。古墳を結ぶルートを石畳にすることで迷わず移動することができ、自然素材である石を活用することで歴史的イメージを喚起することとした。石材には、耐久性、耐摩耗性を考慮し御影石を想定した。案内表示等のサイン計画は、歴史空間への案内という意味合いから、石彫等の落ち着いたデザインとし、石材はこの地方に産出する竜山石を用いる計画とした。その他、植栽によるルート表示も計画された。古墳の周辺や沿道に桜を植栽し、市民が維持管理に参加しながら歴史文化のネットワークづくりの担い手となることを期待したものである。

名称	整備概要	整備計画に反映すべき点	整備方針	施設内容	計画平面図	イメージパース
行者塚古墳	・市内最大の前方後円墳であり、家形埴輪や円筒埴輪が出土しており、また頂部には埋葬施設の存在も確認されている。それらを展示、見学できるように整備を行う。	・埋葬施設が分かるようにする。 ・出土品の家形埴輪の複製を展示する。 ・葺石を復元し、墳丘の形状が分かるようにする。	・古墳を歩いて体験できる散策ルートを整備する。 ・出土品を展示するコーナーを設置する。 ・建設当時の古墳のイメージが沸くように部分的な再現ゾーンを設定する。 ・周濠を明確に示す。 ・古墳を覆う樹木を間伐し、古墳の形状を分かり易くする。	・散策路 ・案内板 ・説明板 ・埋葬施設の覆屋 ・復元埴輪（家形、円筒） ・古墳半分の葺石復元		
人冢古墳	・既に整備されている西条庵寺に隣接することから、歴史的空间の一体化を図り、活用できる有効スペースも広いことから地域の古墳時代の全体模型を展示する。また、古墳の北側にガイダンス施設を設置する。	・前方部を復元する。 ・復元に当っては、調査の結果・分析により、その大きさを十分検討する必要がある。	・古墳を歩いて体験できる散策ルートを整備する。 ・古代の景観を再現する全体模型により旧地形と史跡を復元する。 ・崩壊している前方部を再現する。 ・樹木を間伐し、古墳の形状を分かり易くする。	・散策路 ・案内板 ・説明板 ・頂部に展望スペース ・復元埴輪（円筒） ・全体模型 ・ガイダンス施設 ・前方部の盛土復元		
尼塚古墳	・住宅地に囲まれ規模も一番小さいことから、ネットワークの一拠点として林床整備、古墳の形状が分かる程度の整備を行う。	・住宅地の中に入り、駐車、物干し等の占拠があるため排除し、境界を明確にする。	・古墳を歩いて体験できる散策ルートを整備する。 ・古墳周辺部を石積等で段差を形成する。	・散策路 ・案内板 ・説明板 ・石積 ・車止め		

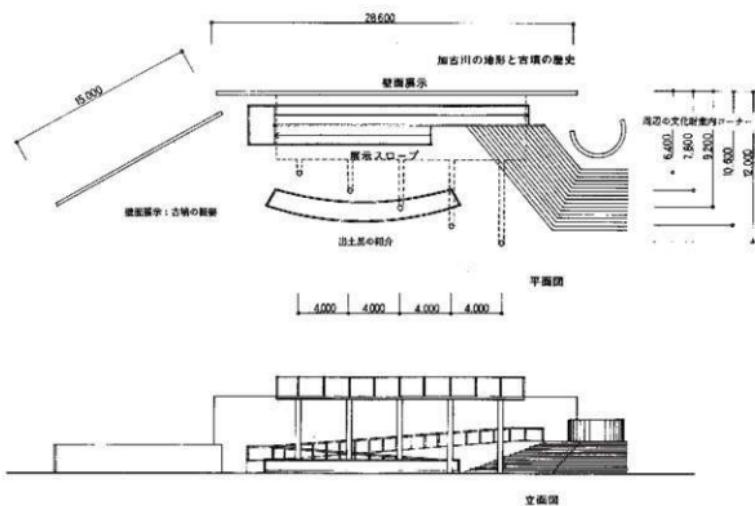
第93図 整備内容一覧



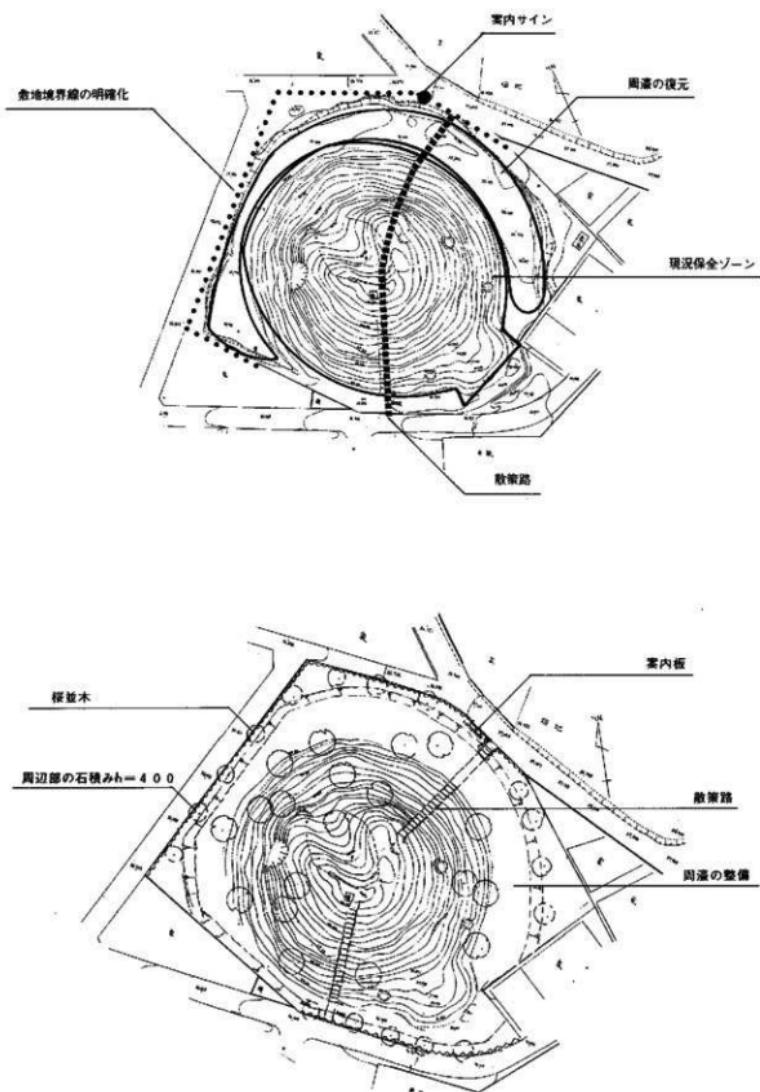
第94図 行者塚古墳計画図



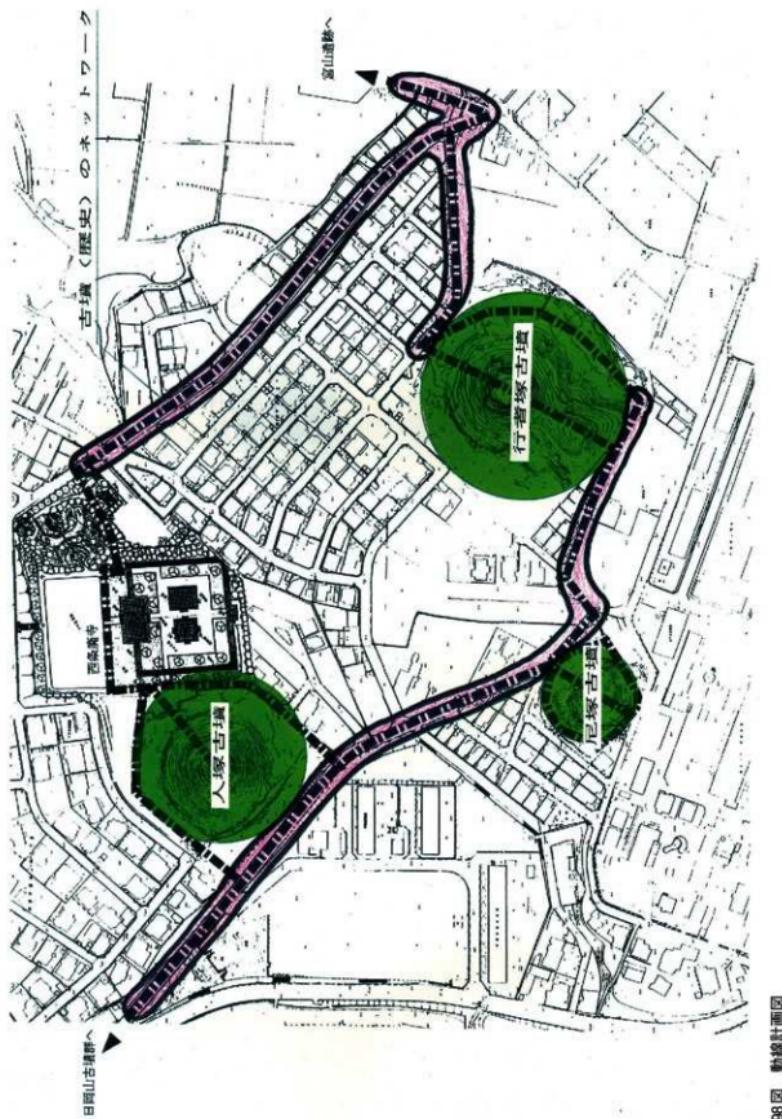
第95図 人塚古墳計画図



第96図 ガイダンス施設計画図



第97図 尼塚古墳計画図



第3節 実施設計

策定までの経緯 平成6年度に基本計画が策定され、その方針に基づいて、加古川市は平成7(1995)年に実施設計へ向けた具体的な情報を得るため行者塚古墳の発掘調査を実施した。その結果、第II章で記したとおり加古川地域のみならず日本の古墳時代研究全体に影響を与えるような貴重な成果を挙げることができた。新聞紙上でも大きく取り上げられ、加古川市の史跡がかつてないほど注目を浴び、整備へ向けて大きな弾みとなることが期待された。しかし、貴重な成果が挙がったことで、調査終了後から膨大な資料の整理に追われることとなり、かえって史跡整備事業そのものは大きく停滞することとなってしまった。また、発掘調査と同じ年に発生した阪神淡路大地震は、その後数年間復興に関連する莫大な量の文化財調査を生じさせる結果となり、日本全体の文化財行政を停滞させる一因となった。整備費用への影響としては、この時期以降日本全体が深刻な経済不況に見舞われたことも事業実施の足かせとなってしまった。

そんな中、多くの協力者や関係機関の助力により、平成9(1997)年3月には、調査成果の一部を『行者塚古墳 発掘調査概報』という形で発刊し、同年9月には、「開かれた古墳時代のタイムカプセル～行者塚古墳の調査から～」と題したシンポジウムを開催するなど、情報公開に努めることで史跡整備への関心を維持する活動を続けた。また、平成8(1996)年には、文化庁主催で当時話題となつた「新発見考古速報(発掘された日本列島)」展において行者塚古墳の調査成果が全国各地で紹介された。

平成10(1998)年には、国庫補助事業として史跡整備を進めるため、文化庁へ採択を求める嘆願書を提出したが、その後も事業の実施は思うように進まなかつた。



第99図 行者塚古墳の発掘調査を伝える新聞記事
(平成7年10月1日付神戸新聞より)

平成6年度に発足した史跡整備委員会は、こうした情勢の最中も継続して開催されており、国庫補助事業として採択された際に速やかに事業を進められるよう、基本計画の練り直しや、より詳細な整備方針の検討などを続けていた。すでに、行者塚古墳の発掘調査結果を受けて、主体部の屋外展示は取りやめとなっていたが、平成14年度開催の委員会では、それまで行者塚古墳の墳丘に葺石や埴輪列を復元するとしていた基本計画を改定し、墳丘復元は行わず住宅地に残る緑の空間として活用することへ方針転換した。このことは、基本計画策定から長い時間が経過したことによる社会情勢の変化、市民からのニーズの変化に対応した結果であるとともに、基本計画策定期には先進的であった整備手法がその後の事例の増加によって魅力を失ったことにもよる。

また、同じ平成14年度には、整備計画を具体化していくための予備調査として人塚古墳の周濠部分で小規模な発掘調査を実施した。その結果、整備を進めるためには本格的な発掘調査が必要であることが改めて認識された。

平成16（2004）年に至り、ようやく国庫補助事業として採択される見通しが立ってきたため、加古川市は平成17年度から6年計画で事業を進める計画を立てた。初年度は、いまだ検討材料の多い行者塚古墳ではなく、もっとも規模の小さい尼塚古墳について発掘調査を実施し、その成果をもとに実施設計を策定することとした。

尼塚古墳実施設計 尼塚古墳の実施設計では、基本計画からの方針変更も踏まえ、再度古墳群全体の整備計画や関連する上位計画を整理している。上位計画で変更や追加があったものとしては、平成13（2001）年に改訂された「加古川市総合基本計画」、平成16（2004）年に策定された「加古川市都市計画マスター・プラン」、平成12（2000）年に策定された「加古川市緑の基本計画」などがあり、ほかに前述した「加古川市西条古墳群史跡整備委員会」での複数回にわたる検討が挙げられる。

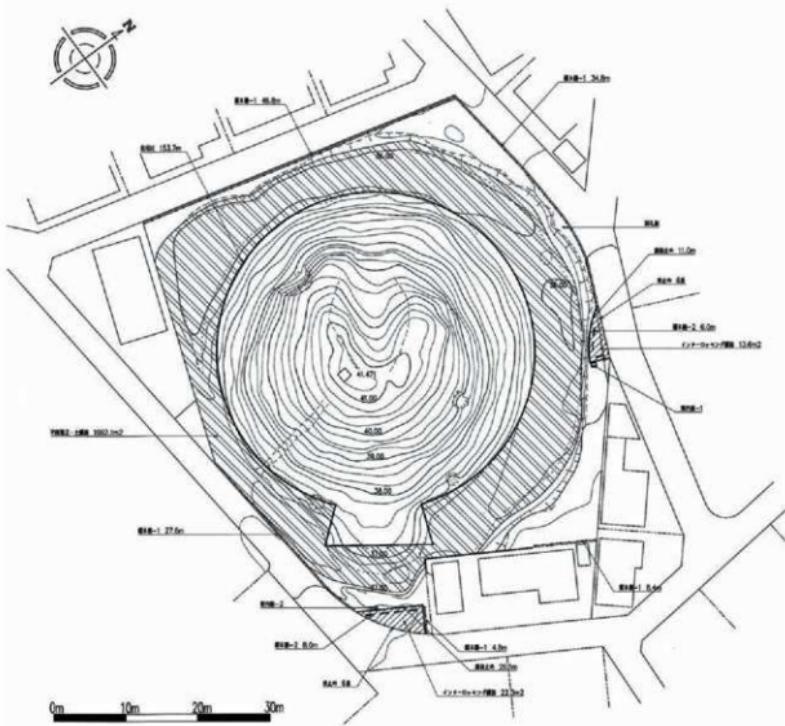
加古川市総合基本計画では、都市の将来像を「ひと・まち・自然がきらめく清流文化都市 加古川」と定めており、まちづくりの基本目標には「豊かな心をはぐくむまちをめざして」「にぎわいと活力のあるまちをめざして」などの内容が盛り込まれていた。今回の事業は、歴史資源の保存と活用を図ることで、豊かな心をはぐくむことにつながり、文化財の活用を観光の振興と関連づけることで、にぎわいと活力のあるまちの実現につながるものと位置付けた。

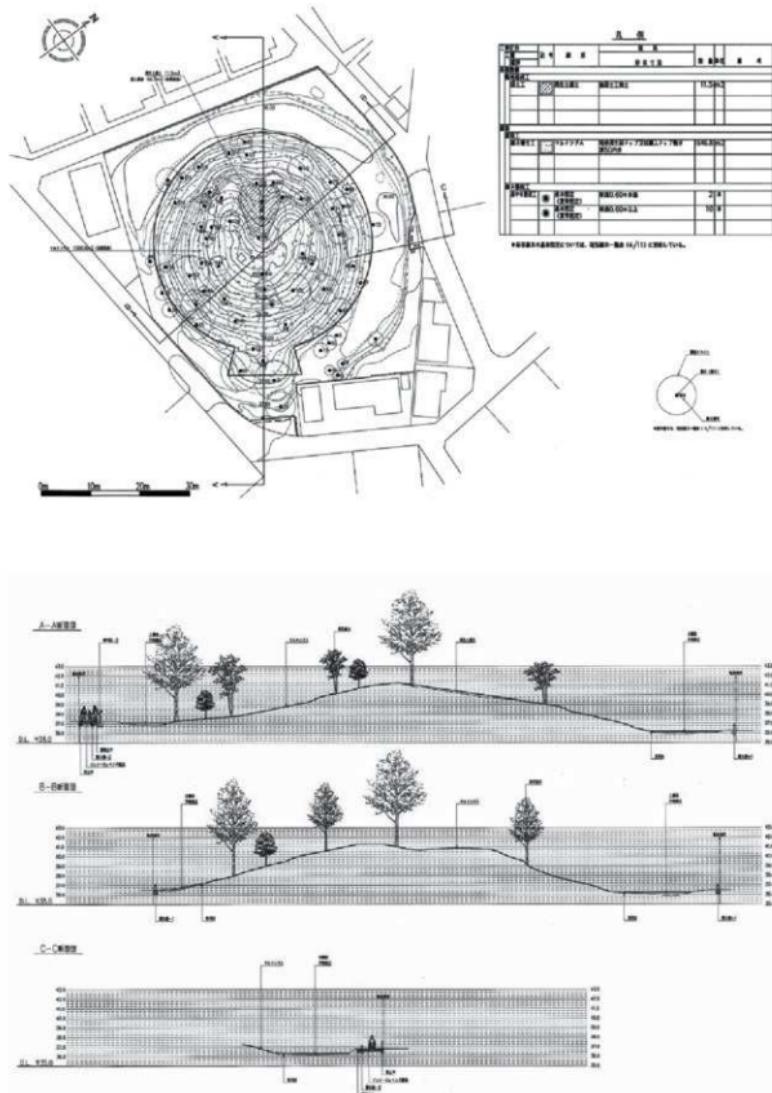
加古川市都市計画マスター・プランでは、西条古墳群を含む加古川北地域について、「自然及び歴史資源と調和した居住環境の形成」を目標にかかげ、景観方針として「古墳群などを保全・活用した景観形成に努める」ことをを目指していた。

加古川市緑の基本計画では、その理念を「みどりとふれあうコミュニティの形成」とし、まちづくりの基本目標として、「都市の骨格を形成するみどりをまもる（緑の保全）」「日常生活に密着したみどりをつくる（緑の創出）」「みんなでみどりを育て、伝える（緑の育成）」ことをを目指していた。その中で、西条古墳群・西条廃寺については、「優れた歴史的風土の保全における地域の環境保全拠点」「優れた郷土景観の保全、ランドマークやシンボルとなる緑地、特色あるまちづくりに資する緑地としての景観形成拠点」と位置付けられた。また、「市民が期待するみどり」について最も多い意見が「野山や雑木林をまもる」というものであり、市民の環境保全に対する意識の高さが認識されていた。なお、実施設計策定期の樹木調査では、尼塚古墳には幼木・低木を除き205本の高中木が生育していることがわかった。

これらの上位計画と、史跡整備委員会での検討結果、発掘による範囲確認調査の結果を受け、尼塚古墳の実施設計が策定された。主な整備内容は以下のとおりである。

- ① 基本計画で墳丘上に設けるとしていた散策ルートは取りやめ、自由動線とし、人の溜まり空間となるエントランス広場を設置する。
- ② 古墳との敷地境界に柵等を設置し明示する。
- ③ 現況林を有機的に活用しながら、古墳の形状が分かるよう樹木を間伐する。
- ④ 墳丘部には伐採した樹木をチップ化したもの敷き、古墳の形状をより明確にする。
- ⑤ 後世に変更を受けた部分に盛土をして墳丘形状を復元し、墳裾には縁石を設置して古墳の規模を明示する。
- ⑥ 周濠部は真砂土舗装とし、周濠範囲を明示する。
- ⑦ 尼塚古墳全体や造り出しについての説明板、誘導案内板、指定年月日などを刻んだ石柱を設置する。





第101図 尼塚古墳盛土造成計画図

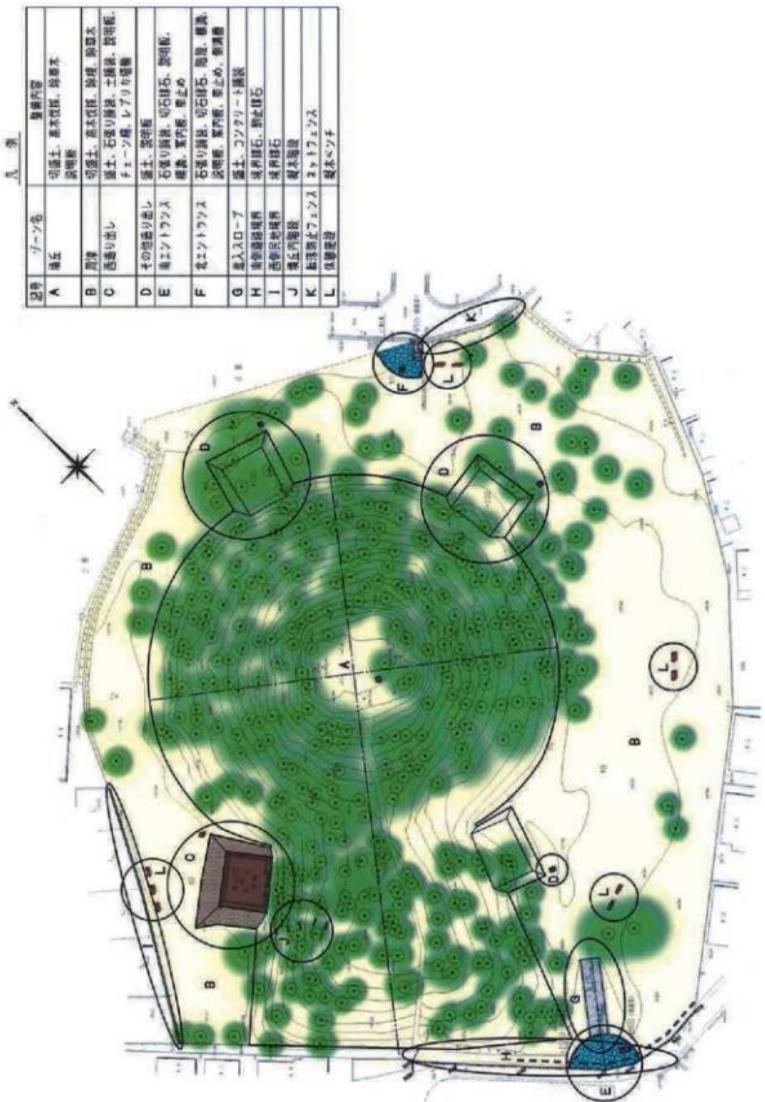
行者塚古墳実施設計 上記の実施設計をもとに、平成18年度に尼塚古墳の整備工事が実施され、平成19年度には行者塚古墳の実施設計が策定された。

尼塚古墳の実施設計策定時と、前提となる上位計画に大きな変更はないが、発掘調査以来史跡整備委員会において最も多く議論されたのが行者塚古墳の整備内容についてである。前述したとおり、平成6年度の基本計画策定当時から長い時間が経過したことにより、求められる整備の在り方も変化していった。度重なる修正や検討を加えた結果、実施設計の主な内容は下記のとおりとなった。

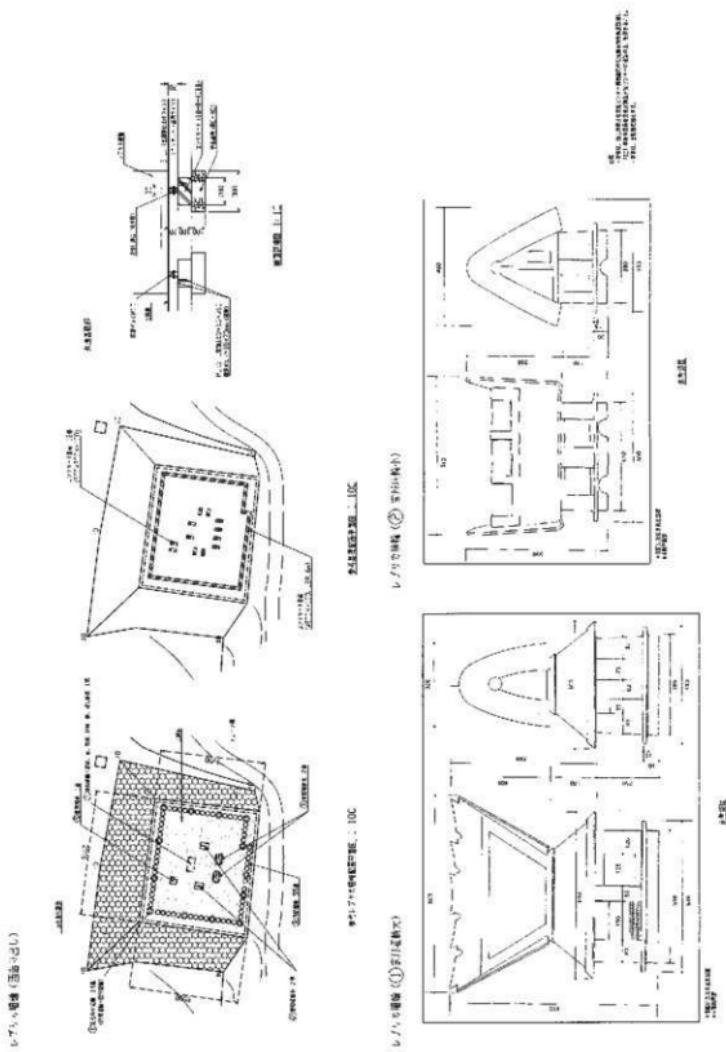
- ① 基本計画において、埋葬施設を屋外展示するとしていた主体部については、発掘調査で粘土櫛上面までの調査しか行っていないため取りやめとする。
- ② 基本計画において、墳丘の一部を築造当時の様子が分かるよう復元するとしていた計画は取りやめ、発掘調査で重要な成果が得られた西造り出しについて復元展示を行う。
- ③ 北西造り出し・北東造り出しについては、盛土して形状を明確にする。東造り出しについては現状維持とする。
- ④ 基本計画において、墳丘上に散策ルートを設けるとしていたことについては、西造り出しの南側に前方部へ至る擬木階段を設置するのみに留め、自由動線とする。
- ⑤ 墳丘上の樹木は、古墳の形状が分かるよう間伐するが、具体的な計画は地元住民と協議のうえで決定する。実施設計段階では、幼木・低木を除いた825本の高中木のうち、約50%にあたる413本を伐採対象とした。
- ⑥ 周濠部分については、真砂土舗装によって範囲を明示する予定であったが、保存樹木が多いため取りやめとし、後世の改変により地形が変化している箇所のみ盛土修復する。
- ⑦ 南側と北側にエントランスを整備する。
- ⑧ 尼塚古墳と同様に、各種説明板、誘導案内板、指定年月日などを刻んだ石柱を設置する。



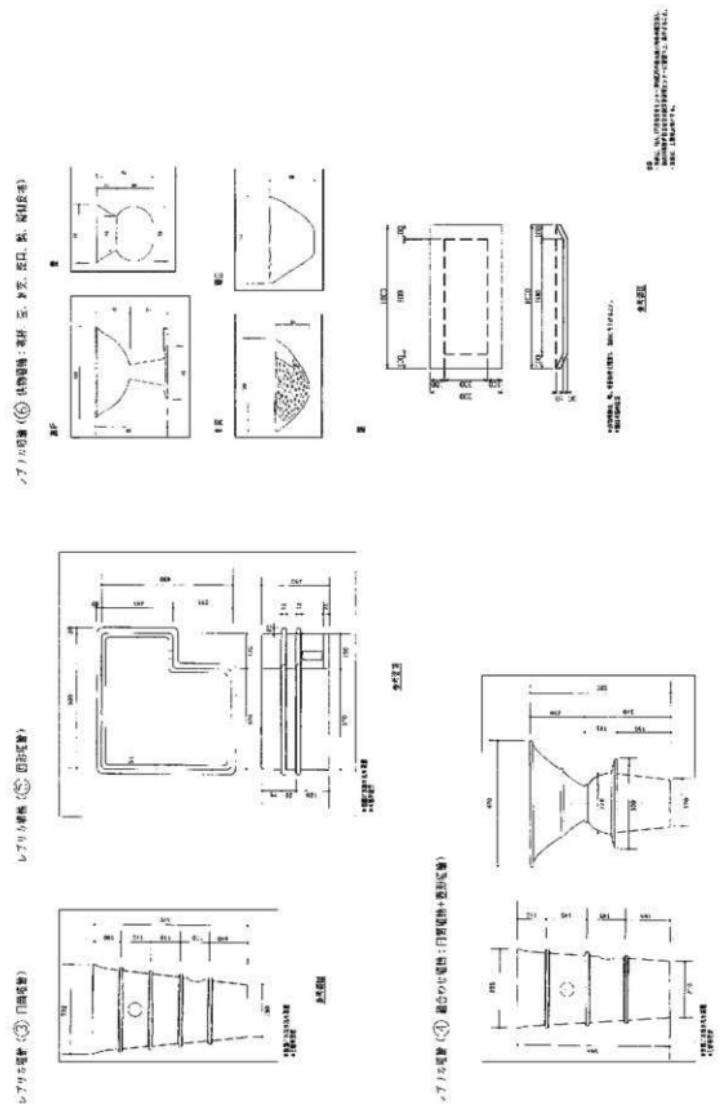
第102図 西条古墳群整備計画パース図（右側が行者塚古墳）



第103図 行者原古墳整備計画図



第104図 西造り出し展示計画図

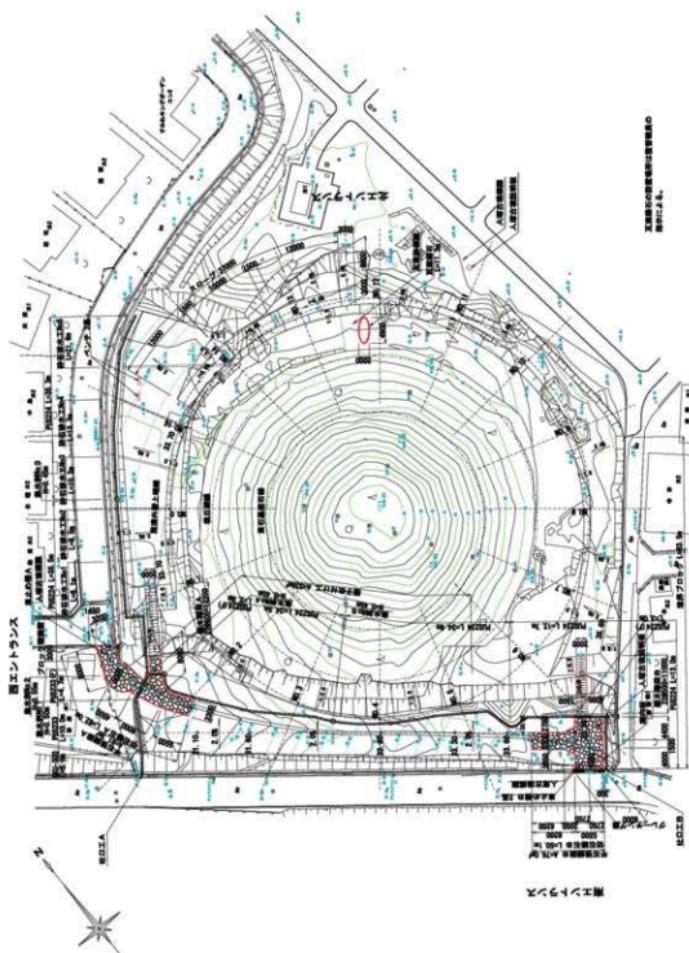


第105図 埼玉レブリカ計画図

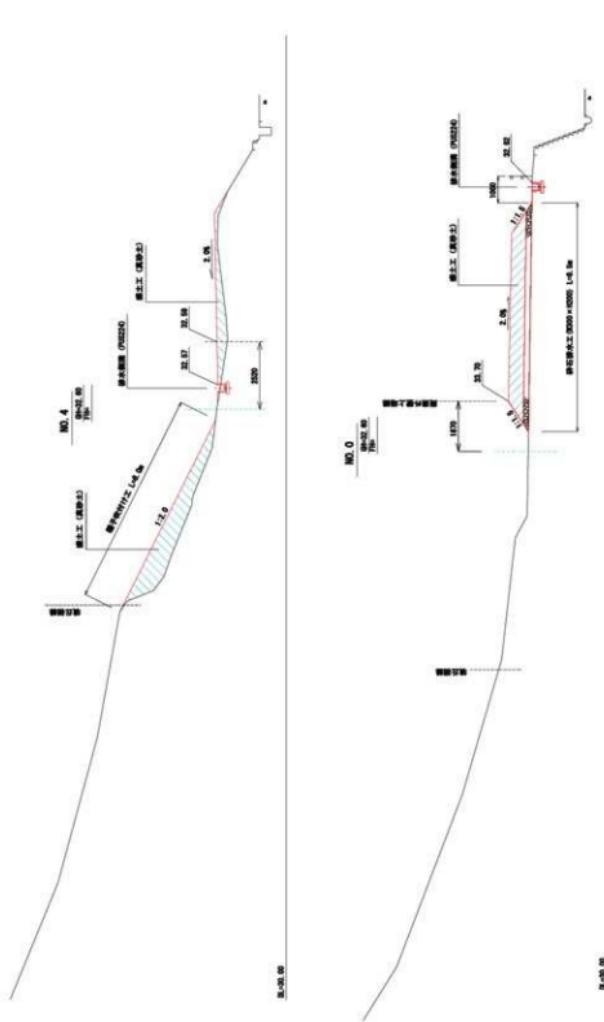
人塚古墳実施設計 上記の実施設計をもとに、平成20年度・21年度に行者塚古墳の整備工事が実施され、平成24年度には人塚古墳の実施設計が策定された。実施設計は、平成20年度・22年度の発掘調査結果を受け、史跡整備委員会での最終検討を経て作成された。

前提となる上位計画は尼塚古墳実施設計時と大きく変わることなく、基本計画をそれら上位計画と発掘調査結果に合わせて練り直し、史跡整備委員会での複数回にわたる議論を経て策定した。人塚古墳実施設計の主な整備内容は下記のとおりである。

- ① 基本計画において、隣接する西条庵寺との境界付近に設置するとしていたガイダンス施設は取りやめとし、西条庵寺側の出入口付近と南側エントランスの2箇所に人塚古墳を解説するための説明板を設置する。また、他の古墳と同様に、誘導案内板、指定年月日などを刻んだ石柱を設置する。ガイダンス施設に隣接して設置するとしていた西条古墳群の全体模型につても併せて取りやめとする。
- ② 墳丘部分については、基本計画において、当時すでに削られ失われていた前方部（突出部）を復元するとしていたが、発掘調査の結果、規模等の詳細が判明しなかつたため取りやめとし、削られた部分を保護するための盛土を実施する。
- ③ 周濠部分については、発掘調査で得られた情報をもとに、周濠外側部分を盛土することによって範囲を明示する。なお、高さや勾配角度は不明であるため、周辺地形に合わせて通行に支障のないよう配慮する。
- ④ 基本計画において、墳丘上を歩いて散策できるようにルートを整備するとしていた計画は取りやめ、繁茂する樹木を間伐することで墳丘の形状を見やすくする。実施設計策定時の樹木調査では、人塚古墳には100mあたりおよそ32本の樹木が生育していることがわかった。墳丘面積3,420m²に換算すると、およそ1,094本に相当する。
- ⑤ 敷地内への出入口は、南側・西側・北側（西条庵寺側）の3箇所とし、南側をメインエントランスとする。南側出入口は、平石張りで舗装し、必要な時に管理車両や見学者用マイクロバスが出入りできる形状とし、周濠外周の盛土部分へ上の階段を設置する。西側出入口は、同じく平石張り舗装と周濠盛土への階段を設けるが、歩行者の出入りのみの利用とする。西条庵寺側の出入口は、盛土によりスロープを設け周濠外周の盛土上と連絡する。
- ⑥ 発掘調査によって北東調査区から発見された瓦窯跡について、縁石で検出範囲を囲い、内部に透水性の混合土を充填して明示する。また、付近に標柱を設置する。



第106図 人坂古墳整備計画図



第107圖 人冢古墳盛土造成計畫圖

第4節 整備事業の経過

本整備事業は、各古墳の土地公有化を経て、平成6年度に着手し、平成28年度に完了した。以下に各年度における事業内容と関連事項を概観する。

平成6年度 事業開始の初年度である。7月に「加古川市西条古墳群史跡整備委員会設置要綱」を定め、11月に第1回の史跡整備委員会を開催した。翌年1月17日には阪神淡路大震災が発生した。3月に第2回史跡整備委員会を開催し、同月に「西条古墳群史跡整備基本計画」を策定した。



第108図 第1回史跡整備委員会表紙



第109図 基本計画表紙

平成7年度 6月に第3回史跡整備委員会を開催し、行者塚古墳を発掘するための「発掘調査専門部会」を設置した。7月から、行者塚古墳の第1次発掘調査を開始し、12月まで続けられた。第2次調査は翌年2月に開始し、年度を越えた4月末まで実施した。



第110図 行者塚古墳発掘調査風景



第111図 行者塚古墳現地説明会風景

平成8年度 8月に第4回史跡整備委員会を開催し、行者塚古墳の発掘成果と整理作業の状況が発掘調査専門部会から報告された。翌年3月に『行者塚古墳 発掘調査概報』を刊行した。



第112図 行者塚古墳発掘調査概報表紙

平成9年度 7月に第5回史跡整備委員会を開催した。9月には文化財シンポジウム「開かれた古墳時代のタイムカプセル」を開催し、行者塚古墳の発掘成果や関連研究について報告を行い、多くの聴衆を集めた。



第113図 シンポジウム風景



第114図 シンポジウム記録集表紙

平成10年度 11月に本整備事業が国庫補助事業として採択されるよう文化庁へ要望書を提出した。12月には第6回史跡整備委員会を開催し、時代のニーズに合わせた基本計画の変更について検討した。

平成11年度 平成12(2000)年3月に第7回史跡整備委員会を開催した。

平成12年度 5月に行者塚古墳の大蔵省用地が文部省へ所管換えされた。翌年3月には加古川総合文化センター博物館内に、特別展示室「行者塚古墳の時代」が完成し、行者塚古墳の発掘資料が常設展示されるようになった。



第115図 博物館特別展示室の様子①



第116図 博物館特別展示室の様子②



第117図 博物館特別展示室の様子③



第118図 博物館特別展示室の様子④

平成13年度 国庫補助事業への採択が先延ばしとなっているため特別な動きなし。

平成14年度 平成15(2003)年1月に第8回史跡整備委員会を開催し、基本計画が正式に改訂となつた。2月から3月にかけて、人塚古墳において予備的な発掘調査を実施した。

平成15年度 4月から6月にかけて、人塚古墳において地中レーダー探査と電気探査を実施した。翌年3月には第9回史跡整備委員会を開催した。

平成16年度 7月に第10回史跡整備委員会を開催した。

平成17年度 国庫補助事業として採択され、事業が大きく進展した。10月には第11回史跡整備委員会を開催し、整備にかかる年次計画などについて検討した。翌年2月から3月にかけて尼塚古墳において発掘調査を実施した。その成果を受けて、3月に「尼塚古墳実施設計報告書」が完成した。



第119図 尼塚古墳発掘調査風景



第120図 尼塚古墳実施設計表紙

平成18年度 6月に第12回史跡整備委員会を開催し、尼塚古墳の具体的な整備内容について検討した。その結果を受けて、翌年1月から3月にかけて尼塚古墳において整備工事を実施した。



第121図 整備後の尼塚古墳

平成19年度 6月に第13回史跡整備委員会を開催し、行者塚古墳の実施設計内容などについて検討した。その結果を受けて、翌年3月に「行者塚古墳実施設計報告書」が完成した。同月には、人塚古墳についてすでに失われている前方部(突出部)の断面観察調査を実施した。



第122図 行者塚古墳実施設計表紙

平成20年度 7月に第14回史跡整備委員会を開催し、行者塚古墳の具体的な整備内容などについて検討した。8月には、行者塚古墳整備工事についての住民説明会を開催した。それらの結果を受けて、11月から翌年3月にかけて行者塚古墳において1回目の整備工事を実施した。また、2月から3月にかけて、人塚古墳において墳丘規模を確認するための発掘調査を実施した。



第123図 行者塚古墳整備工事風景



第124図 人塚古墳現地説明会風景

平成21年度 6月から翌年3月にかけて、行者塚古墳において2回目の整備工事を実施し、整備は無事完了した。8月には第15回史跡整備委員会を開催し、前年度に行われた人塚古墳の発掘調査結果について報告し、古墳の形状を把握するために更なる調査が必要であることが確認された。

平成22年度 9月から翌年3月にかけて、人塚古墳において突出部の存在を確認するための発掘調査を実施した。11月には第16回・第17回の史跡整備委員会を開催した。なお、第17回の委員会は第16回を欠席した委員のために開催したものである。



第125図 人塚古墳発掘調査風景

平成23年度 前年度に実施した発掘調査の整理作業を進めていたため特別な動きなし。

平成24年度 6月に第18回、11月に第19回の史跡整備委員会を開催し、人塚古墳の実施設計内容について検討した。その結果を受け、11月に「人塚古墳実施設計報告書」が完成した。翌年3月には、平成17年度に実施した尼塚古墳の発掘調査報告書を刊行した。



第126図 人塚古墳実施設計表紙



第127図 尼塚古墳発掘調査報告書表紙

平成25年度 8月から11月にかけて、人塚古墳において1回目の整備工事を実施した。翌年2月には、人塚古墳において突出部の幅を確認するための小規模な発掘調査を実施した。



第128図 人塚古墳整備工事風景



第129図 人塚古墳発掘調査風景

平成26年度 9月から翌年1月にかけて、人塚古墳において2回目の整備工事を実施した。3月には第20回史跡整備委員会を開催し、人塚古墳のこれまでの工事内容と今後の整備について検討した。

平成27年度 5月に第21回史跡整備委員会を開催し、人塚古墳の今後の具体的な整備内容について検討した。その結果を受けて、8月から12月にかけて人塚古墳において3回目の整備工事を実施した。

平成28年度 4月に第22回史跡整備委員会を開催し、人塚古墳の前年度の工事内容と事業最終年度となる本年度の整備における具体的な内容について検討した。その結果を受けて、8月から11月にかけて人塚古墳において4回目の整備工事を実施し、すべての整備が完了した。翌年3月には、人塚古墳の発掘調査報告書を刊行した。

整備事業関係業者 本整備事業に携わった事業者は以下のとおりである。

基　本　計　画：株式会社バスコ

尼塚古墳実施設計：株式会社緑景

行者塚古墳実施設計：株式会社緑景

人塚古墳実施設計：株式会社エルクコンサルタント

尼塚古墳整備工事：城山造園土木有限会社

行者塚古墳整備工事：城山開発株式会社（平成20年度）

株式会社アコード、有限会社石田土建（平成21年度）

人塚古墳整備工事：加古川リサイクル有限会社（平成25年度）

株式会社ホクヨウ（平成26年度）

株式会社創美（平成27年度）

近畿建設株式会社（平成28年度）

第5節 史跡整備委員会

本整備事業は、平成6（1994）年7月に定められた「加古川市西条古墳群史跡整備委員会設置要綱」に基づき、史跡整備を実施するために必要な事項を定めるため「加古川市西条古墳群史跡整備委員会」（以下「委員会」という）を組織し進められた。委員会は委員長が必要と認めた場合に開催し、当該史跡に対する発掘調査や保存整備工事の内容に関して具体的な手法等を協議・検討するもので、本事業はその結果を踏まえ進められた。委員会は合計22回開催された。

以下に、各回で検討された内容を概観する。

委員会名簿 委員会には委員長、副委員長を置き、学識経験者、史跡整備地域の代表者、関係行政機関の職員等が就任した。歴代の委員は下記のとおりである。なお、役職名は委員会就任当時のものを記載した。

委 員 長：吉田 亨盛（鶴林寺代表住職、加古川市文化財審議委員会委員長）（第1回～第7回）

兼 本 雄三（賢明女子学院中高等学校講師、加古川市文化財審議委員会委員長）

（第8回～第20回）

前田 敏郎（山手町内会長）（第21回～）

副 委 員 長：柳部 忠夫（山手町内会長、西条廃寺史跡を学ぶ会代表）（第1回～第7回）

前田 敏郎（山手町内会長）（第8回～第20回、第21回以降は委員長）

委 員：高井悌三郎（兵庫県文化財審議委員、辰馬考古館長）（第1回・第2回）

工 楽 善通（奈良国立文化財研究所飛鳥歴史資料館学芸課長、加古川市文化財審議委員）（第1回～第7回）

加古川市西条古墳群史跡整備委員会設置要綱

平成6年7月6日
教育長決定

(目的)
第1条 この要綱は史跡西条古墳群の保存及び活用に関する史跡整備を実施するため、必要な事項を定めることとする。

(名称)
第2条 この会は、加古川市西条古墳群史跡整備委員会（以下「委員会」という）と称する。

(事業)
第3条 委員会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 史跡西条古墳群の史跡整備に関すること。
(2) その他の委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)
第4条 委員会は次に掲げる若干名で組織し、教育長が委嘱する。
(1) 宇濃経験者有する者。
(2) 中歴史地誌の代表者。
(3) 関係行政機関の職員。

(任期)
第5条 委員の任期は、史跡整備が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)
第6条 委員会に委員長、副委員長を置く。
1 委員長、副委員長は、委員の互選により定める。
2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(顧問)
第7条 委員会に顧問を置くことができる。
1 顧問は、委員長が委嘱する。
2 顧問は、委員会の重要な事項の諮問に応じる。

(会議)
第8条 委員会は、委員長が招集する。
2 委員会は、委員長が必要と認めた場合にこれを開く。
3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(専門部会)
第9条 委員会に専門部会を置くことができる。
2 専門部会は、委員の中から委員長が選任する。
3 専門部会は、整備について専門的な事項について協議する。

(史跡整備)
第10条 史跡整備及びその他の事業の実施は、加古川市教育委員会事務局が主体となって行う。

(関係者の出席)
第11条 委員会は、「その事業を遂行するため必要に応じ、関係者に対し資料の提出説明、その他の必要な協力を求める」ことができる。

(報酬及び費用弁償)
第12条 この会の委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第2項の規定にしたがって支給するものとする。

(庶務)
第13条 委員会の庶務は、加古川市教育委員会生涯学習推進室で処理する。

(補則)
第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の同意を得て、委員長が定める。

付則
この要綱は、平成6年7月6日から適用する。

第130図 史跡整備委員会設置要綱

高瀬 要一(奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部計測修景室長)(第1回~)
菱田 哲郎(京都府立大学文学部助教授)(第3回~)
森下 章司(大手前大学人文科学部講師)(第8回~第15回)
オブザーバー: 池田 正男(兵庫県教育委員会社会教育文化財課課長補佐)(第1回~第7回)
山下 史朗(兵庫県教育委員会文化財室主査)(第8回~第10回)
山本 誠(兵庫県教育委員会文化財室主査)(第11回・第12回)
平田 博幸(兵庫県教育委員会文化財室主査)(第13回・第14回)
柏原 正民(兵庫県教育委員会文化財室主査)(第15回~第19回)
中村 弘(兵庫県教育委員会文化財課主査)(第20回)
小川 弦太(兵庫県教育委員会文化財課主査)(第21回~)
事務局:岡本 一士(文化財調査研究センター所長)(第1回~第19回)
鶴谷 茂(文化財調査研究センター所長)(第20回・第21回)
梶浦 匠(文化財調査研究センター所長)(第22回)
宮本 佳典(文化財調査研究センター副所長)(第10回~)
西川 英樹(文化財調査研究センター学芸員)(第1回~第19回)
山中リュウ(文化財調査研究センター学芸員)(第21回~)
永恵 陽子(文化財調査研究センター嘱託職員)(第20回・第21回)

第1回委員会 平成6(1994)年11月16日開催。各委員への委嘱状の交付から始まり、事務局から西条古墳群についての全体説明が行われた。主な議題は、基本計画策定へ向けた整備計画の検討である。行者塚古墳の埋葬主体部を現地において展示する方法については、発掘調査の結果を待ってから再度検討することとなった。駐車スペースの確保については、隣接する西条廃寺の公園(北山公園)の駐車場を活用することとし、その隣接地を買い取って拡大する方針となつた。事業は4箇年で完了する計画とした。委員会後、現地視察を行つた。



第131図 委員会風景



第132図 現地視察風景

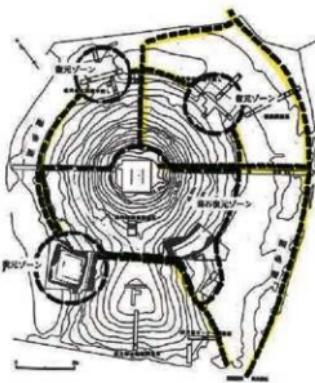
第2回委員会 平成7(1995)年3月17日開催。年度末に策定予定の基本計画案について、委託業者を交えて最終検討を行つた。行者塚古墳の墳丘復元については、東側半分をすべて復元する計画となつた。3基の古墳をつなぐ道路整備については、石畳を敷き、桜並木を整備する計画が委託業者から提案された。ガイダンス施設は、西条廃寺と隣接する傾斜地に設け、西条廃寺も含めた全体解説を加えることとなつた。次年度の予定としては、委員会の下部に学際的な協力関係による発掘調査委員会を設置し、3基の古墳についての発掘調査を実施することとした。

第3回委員会 平成7(1995)年6月22日開催。前回の委員会後に委員1名の辞任があったため、新たな委員の委嘱が行われた。前年度策定された基本計画について、事務局から説明を行い、より具体的な内容について検討した。ガイダンス施設については、無人の施設とし、発掘調査の出土品などの実物展示は行わず、写真や映像での展示となつた。年次計画については、当初の4箇年から5箇年計画へと変更となつた。当該年度に実施予定の発掘調査については、行者塚古墳のみ行うこととし、委員会内に「発掘調査専門部会」を設置した。オブザーバーである兵庫県教育委員会から、阪神淡路大震災の影響で予算規模が縮小する見込みであるため、今後のスケジュールを見直すことを要求された。

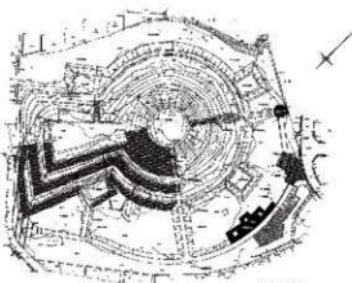
第4回委員会 平成8(1996)年8月1日開催。前回の委員会後に実施された行者塚古墳の発掘調査結果について、その成果を事務局より報告した。主体部が石室ではなく、棺内の調査も実施されなかつたため、実物の露出展示ではなく模型や推定のイメージ図を現地に設置する案が出た。また、調査によって造り出しで大きな成果が得られたため、4箇所すべてを復元整備し、造り出しを巡るルートを設置することとした。駐車場について、改めて西条庵寺の駐車場を将来的に拡張することが確認された。

第5回委員会 平成9(1997)年7月4日開催。国庫補助事業として採択されず遅れている整備計画について、事務局より平成12年度で完了させる計画が報告された。整備の中での市民参加について意見があり、行者塚古墳に復元する埴輪などを中学校の卒業記念として製作する案などが出た。9月21日開催予定のシンポジウムについて、調査の成果報告だけでなく整備内容までを考える会として開催することが確認された。委員長より、早期に整備着手できるようシンポジウムで整備の声を盛り上げて行くことが提案された。

第6回委員会 平成10(1998)年12月4日開催。行者塚古墳の発掘調査を受け、基本計画の見直しを事務局より提案。埴丘の半分を復元するとしていたものは4分の1を復元することとし、造り出しを2箇所復元する案や、敷地の東端には、発掘調査成果をパネル展示するための施設を設ける案、主体部の展示については、その施設にて解説を行う案などがでた。復元した埴輪等が壊れてしまうことについて懸念する意見があった。

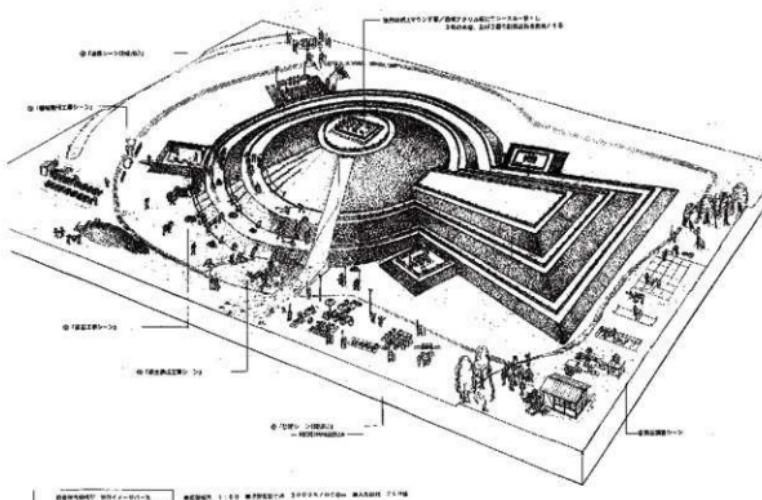


第133図 第4回委員会資料 行者塚古墳



第134図 第6回委員会資料 行者塚古墳

第7回委員会 平成12(2000)年3月29日開催。国の補助が見送りになっている現状について事務局より説明。行者塚古墳の周濠表示について、発掘調査の結果を受け、前方部東側まで周濠を明示することとした。周濠から墳丘へ至る部分を陸橋にしていることについて、復元との誤解を招くことから、橋に置き換えることとなった。事務局より、総合文化センター博物館内に新設する行者塚古墳の特設コーナーについて説明した。また、3基の古墳を結ぶ道路の整備について、市の単独事業として実施することを説明した。



第135回 第7回委員会資料 行者探古墳

第8回委員会 平成15(2003)年1月22日開催。前回の委員会後に委員長・副委員長を含む3名の辞任があったため、新たに3名の委員が委嘱され、新たな委員長・副委員長の互選が行われた。事務局より基本計画の改訂案を提示し、時代の変化に応じたエコロジーに配慮した整備方針とすることを説明した。行者塚古墳の埴丘復元について、広範囲に行うのではなく造り出しに限定して復元する案がでた。オブザーバーの兵庫県教育委員会より、行者塚古墳の前方部隅と周濠部分に立地する宅地について、将来的に公有地化し追加指定すべきとの意見がでた。人塚古墳について、整備を具体化するための予備調査を実施することを事務局より報告。すでに削られている突出部を中心に小規模な調査を実施することとなった。

第9回委員会 平成16(2004)年3月10日開催。前回の委員会後に実施した人塚古墳のレーダー探査と電気探査、発掘調査の結果について報告。整備に必要な情報を得るために本格的な範囲確認調査が必要と判断された。事務局より年次計画の案として、国庫補助事業として採択された場合、1

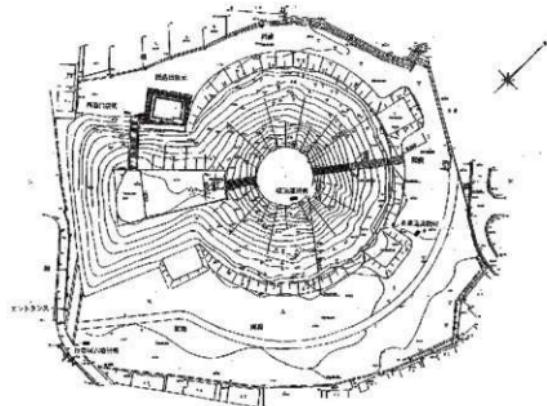
年目・2年目に人塚古墳、3年目に尼塚古墳、4年目・5年目に行者塚古墳の整備をする予定であることを説明した。これに対し、活用のための整備を優先とし、複数の古墳を同時並行で進めていくやり方が提案された。行者塚古墳の墳頂部や造り出しについて、説明板を設置したほうが良いとの意見がでた。また、樹木の間伐については専門家に意見を聞きながら伐採計画を検討することになった。伐採した樹木について、粉碎チップを周囲の表示として活用する案がでた。人塚古墳については、ガイダンス施設を取りやめとしたが、3古墳を巡る拠点となるので、古墳群全体の説明板は必要との意見がでた。

第10回委員会 平成16(2004)年7月21日開催。前回の委員会を受けて、事務局にて次年計画を変更し、各古墳を並行して整備する案とした。これに対し、人的体制が不十分との指摘があった。事業は平成18年度開始の5年間を予定したが、オブザーバーの県教育委員会より、平成17年度開始の6年計画とする提案があった。行者塚古墳の整備では、事務局より周濠部を木チップ敷きとし、周濠外周に沿って園路を設定する案を提示した。これに対し、周濠を芝やクローバーで表現し、墳丘斜面に木チップを利用する案がでた。西造り出しについては、葺石や埴輪列を再現した復元整備を行う計画を提示した。葺石や埴輪の復元について、市民ボランティア等を募って石を集めたり埴輪製作を行うという案がでた。人塚古墳については、発掘調査で周濠の範囲や墳丘の掘が判明した場合、木チップによって明示する案とした。特に、周濠外側ラインが不鮮明なため、調査結果を受けて盛土等によって整形することとした。人塚古墳は整備エリア全体のエントランスでもあるので、周濠を含めた整備を検討することとなつた。尼塚古墳も同様に周濠部を木チップで表現する案とした。これに対し、発掘調査を行わずに周濠と墳丘の境を明示することは不可能との意見がでた。また、墳丘に設置予定の階段について、傾斜が緩いことから不要との意見がでた。ほかに、エントランスの場所について、人塚古墳から続く道路と反対側に位置するため再検討が必要との指摘があった。

百色吉瑞斯智能小区群控(火)

年	次	種	事
1 年 月		人體古物標本 櫻木の時代作真・浮説開演	
2 年 月		人體古物標本 黒船記入の完成・赤坂通工事等	
3 年 月		紀伊古物標本 櫻木の時代作真・黒説開作秀英	
4 年 月		行者古物標本 櫻木の時代作真・道出役工事等	
5 年 月		行者證古物標本 櫻木の時代作真・浮説作業場	

第136回 第9回委員会資料 年次計画



第137図 第10回委員会資料 行者探古墳

第11回委員会 平成17(2005)年10月14日開催。文化庁より史跡整備担当の調査官が出席。はじめに事務局から、本年度より国庫補助事業として採択され、平成22年度までの6箇年計画で事業を進めることができたと報告された。整備の内容については、行者塚古墳は墳丘部分を木チップ敷きとし、墳裾は緑石で表現する計画を提示した。周濠部分については真砂土敷きによって明示する計画とした。人塚古墳については、平成19年度・20年度に発掘調査を行い、盛土を主体とした整備をすることとし、墳丘や周濠は行者塚古墳と同様の計画とした。尼塚古墳については、前回の委員会を受け発掘調査を本年度中に実施することとし、それを受けて具体的な実施設計を行うこととした。また、エントランスの位置を人塚古墳から続く道路側に変更することとし、墳丘上への階段は取りやめる計画とした。墳丘や周濠の表示は他の古墳と同様に木チップと真砂土敷きを行うこととした。委員からは、人的体制の強化について再度要望ができた。尼塚古墳の発掘調査について、当初3箇所のトレンチ調査を予定していたものを5箇所に増やすこととなった。すべての古墳について木チップと真砂土敷きという手法を採用することについて、今後の検討課題とすることになった。行者塚古墳について、北側にも入口を設置することとなつた。

西条三塚古墳整備年次計画表

年	西条三塚古墳整備年次計画	人塚古墳整備年次計画	尼塚古墳整備年次計画
平成17年度	—	—	実施設計作成 完成報告書
平成18年度	—	—	個人の關注 周濠整備 墳丘表記 施工段落等 完成報告書
平成19年度	実施設計作成 樹木の伐採	分担樹木 移植調整	—
平成20年度	施工監査等 測量・周辺松散地	実施調査 造林地の植林 盛土の削減 周濠の削除等	—
平成21年度	周濠整備 瓦礫出発元	分担樹木移植 造林地の植林	—
平成22年度	搬入搬出	—	—

第138図 第11回委員会資料 年次計画



第139図 第11回委員会資料 尼塚古墳

第12回委員会 平成18(2006)年6月27日開催。文化庁より史跡整備担当の調査官が出席。他に、整備工事を施工する市の公園緑地課職員が出席。はじめに前年度実施した尼塚古墳の発掘調査成果および実施設計の内容について事務局より説明した。公園緑地課より墳丘に木チップを使用することについて、流失する可能性が指摘された。墳丘裾部の具体的な表示方法や使用する素材について、工事

施工までに再度検討することとなった。次年度の計画について、予定していた人塚古墳の発掘調査は延期とし、行者塚古墳の実施設計策定と尼塚古墳の整理作業を実施する計画を提示した。これに対し、オブザーバーの県教育委員会から次の委員会に諮って承認を得ることを指示された。

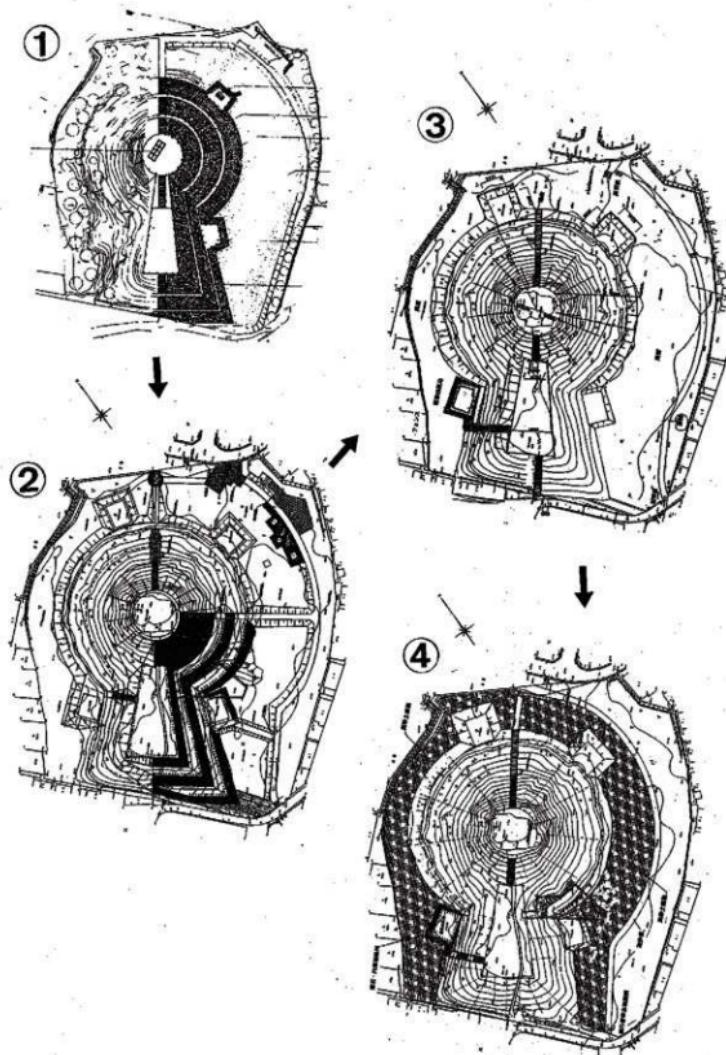
第13回委員会 平成19(2007)年6月15日開催。整備工事を施工する市の公園緑地課職員が出席。委員会開催前に前年度実施した尼塚古墳の整備結果を確認するため現地視察を実施。整備後の地元住民の意見として、木が少なくてすっきりしたという意見や風当たりが強くなったという意見が紹介された。整備の成果については、木チップを撒くことで墳丘に上りやすくなかったこと、墳形が見やすくなかったことなどが報告された。主な議題は、本年度策定予定の行者塚古墳実施設計についての検討であった。尼塚古墳での木チップの有効性を評価し、行者塚古墳においても墳丘全面に木チップを敷くこととなった。西造り出しの復元エリアは、レプリカ埴輪の破壊を防止するため立入禁止とする案がでた。前方部と後円部を結ぶ階段は取りやめとなった。古墳のビューポイントとなる場所にベンチ等の休憩できる施設を設置する案がでた。周濠の外側敷地について、芝生や砂利敷きの広場として活用する案がでた。次年度に予定されている人塚古墳の発掘調査について、発掘調査専門部会を組織して実施する案がでた。

第14回委員会 平成20(2008)年7月29日開催。文化庁より史跡整備担当の調査官が出席。主な議題は、本年度実施予定の行者塚古墳の整備内容についてであった。まず、事務局より昨年度策定した実施設計についての説明と、前回の委員会後に近隣住民から古墳の緑を保全するよう要望が出されたことにより伐採樹木を大幅に減らす計画へと変更したことが報告された。また、伐採樹木が減ったことにより、墳丘に散布する予定であった木チップが十分に確保できないため、木チップを使用せず下草刈りのみ行う計画が説明された。工事計画として、8月に住民説明会を開催し、本年度は西造り出しのレプリカ製作・設置以外の工事をすべて行うことを説明した。委員から、説明板の内容は小学生高学年から中学生くらいが理解できるものにしてほしいとの要望があった。人塚古墳の発掘調査については、事務局より本年度に墳丘部分のトレンチ調査を実施することを報告した。

第15回委員会 平成21(2009)年8月27日開催。西条古墳群現地にて、行者塚古墳の整備工事の状況確認と人塚古墳の発掘調査及び整備計画について検討した。行者塚古墳については、6月から委託業者による埴輪製作が開始されており、現地では前年度の整備状況についての確認と復元埴輪の配置等を検討した。人塚古墳では、前年度の調査結果についての説明と、それに基づく整備計画について検討した。主な整備内容は、削られた突出部崖面への保護盛土、後世に施された盛土の除去と整地、西条古墳群周辺の全体模型設置などである。また、年次計画について、平成22年度完了予定から平成25年度完了予定へと変更した。

第16・17回委員会 平成22(2010)年11月11日、19日開催。西条古墳群現地にて、前年度に完了した行者塚古墳の整備状況の確認と、9月から開始している人塚古墳のくびれ部発掘調査の見学及び整備計画について検討した。なお、第17回委員会については、第16回を欠席した委員のために開催したものである。行者塚古墳では、第15回の委員会後に設置したレプリカ埴輪の設置状況などを中心に確認した。人塚古墳では、調査成果について説明しながら現地視察を行った。整備計画については、主に周濠の明示方法について検討し、調査で確認された周濠外側の立ち上がり部を基点に盛土

■行者塚古墳の整備計画案の推移■



第140図 第13回委員会資料 行者塚古墳

を行い、周濠を立体的に復元することとなつた。

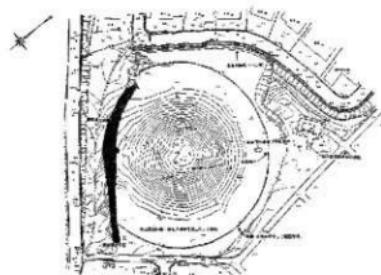
第18回委員会 平成24(2012)年6月1日開催。整備工事を施工する市の公園緑地課職員が出席。本年度に実施設計を策定する人塚古墳の整備計画について検討した。事務局より整備計画案として、周濠は外側に盛土をすることで立体的に明示すること、北東側境界斜面には擁壁を設置すること、発掘調査で発見された瓦窓跡を縁石で平面表示することなどを提案した。これに対し、北東側擁壁は危険との意見があり、安全勾配をとって盛土仕上げをすることとなった。また、出席委員が少ないとの指摘があり、本年度中に再度委員会を開催することとなつた。

第19回委員会 平成24(2012)年11月15日開催。前回の委員会を受け、人塚古墳の実施設計策定へ向けより具体的な検討を行い、下記のように決定した。周濠の明示については、突出部以外の周濠外側部分を盛土することで立体的に表現する。盛土の高さは、現況地盤に合わせる。墳丘内の樹木伐採は、枯れている木を中心に112本伐採する。瓦窓跡の表示は、発掘調査で検出された平面範囲を縁石で囲み、横に標識を立てて明示する。突出部の崖面保護については、20°の安全勾配となるよう盛土する。エントランスについては、南側と西側に設置し、他の古墳と同様の平石張り舗装とする。南側エントランスをメインエントランスとし、人塚古墳についての説明板と標識を設置する。各エントランスから周濠外側の盛土部分へは擬木階段を設置し、古墳を周遊できるようにする。西条廃寺側からの入口にも説明板と標識を設置する。

第20回委員会 平成27(2015)年3月30日開催。整備工事を施工する市の公園緑地課職員が出席。人塚古墳現地にて、前年度と本年度に実施した整備状況の視察を行ったのち、市役所内に移動し、昨年度実施した人塚古墳の発掘調査の結果報告及び今後の整備計画について検討した。現地視察の結果、周濠外側に盛土をして周濠範囲を立体的に明示したことについて、各委員から復元か園路整備か

第15回委員会資料 年次計画表		
17	油吉川市 田代町 田代地区内古墳群 監修事業	行燈古墳整備工事 ・行燈古墳斜面斜面削除 ・行燈古墳斜面斜面削除 ・行燈古墳斜面斜面削除 ・行燈古墳斜面斜面削除
18	加古川市 御室町 御室地区古墳群 監修事業	松尾古墳整備工事 ・松尾古墳斜面斜面削除 ・瓦窓跡復元 ・瓦窓跡復元
19	加古川市 御室町 御室地区古墳群 監修事業	行燈古墳整備工事 ・行燈古墳斜面斜面削除 ・行燈古墳斜面斜面削除 ・行燈古墳斜面斜面削除 ・人塚古墳斜面斜面削除
20	加古川市 御室町 御室地区古墳群 監修事業	行燈古墳整備工事 ・行燈古墳斜面斜面削除 ・行燈古墳斜面斜面削除 ・行燈古墳斜面斜面削除 ・行燈古墳斜面斜面削除
21	加古川市 御室町 御室地区古墳群 監修事業	行燈古墳整備工事 ・行燈古墳斜面斜面削除 ・行燈古墳斜面斜面削除
22	加古川市 御室町 御室地区古墳群 監修事業	人塚古墳斜面斜面削除 ・人塚古墳斜面斜面削除 ・人塚古墳斜面斜面削除
23	加古川市 御室町 御室地区古墳群 監修事業	人塚古墳斜面斜面削除 ・人塚古墳斜面斜面削除
24	加古川市 御室町 御室地区古墳群 監修事業	人塚古墳斜面斜面削除 ・人塚古墳斜面斜面削除
25	加古川市 御室町 御室地区古墳群 監修事業	行燈古墳斜面斜面削除 ・行燈古墳斜面斜面削除 ・行燈古墳斜面斜面削除 ・行燈古墳斜面斜面削除

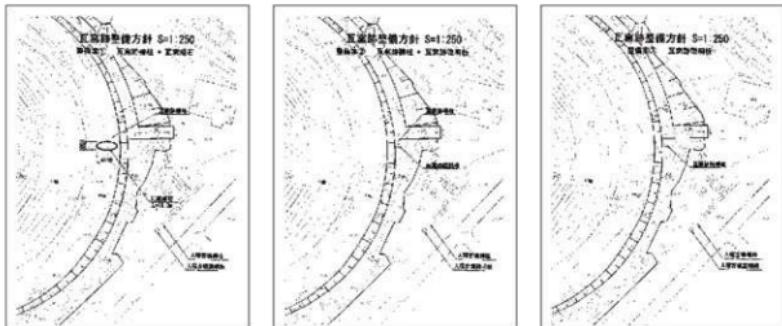
第141図 第15回委員会資料 年次計画



第142図 第18回委員会資料 人塚古墳

わかりにくく誤解を招くとの指摘を受けた。今回より事務局担当者が変更しており、十分な説明ができなかっただため、次回の委員会にて明確な根拠を説明することとなった。次年度以降の計画については、平成28年度を最終年度として整備事業を完了させることを報告し、主に人塚古墳の樹木伐採、エントランスの整備、史跡指定範囲の境界明示、瓦窯跡の表示を行うことを説明した。これに対し、伐採は土の流失等が発生しないよう伐採木を選定すること、瓦窯跡の表示は検出された遺構の形状に合わせて行うよう意見があった。また、瓦窯についての説明板が必要との意見がでた。次回の委員会は整備工事に着手する前に開催するよう要望がでた。

第21回委員会 平成27(2015)年5月25日開催。整備工事を施工する市の公園緑地課職員が出席。前回の委員会をもって委員長が辞任したため、副委員長が新たに委員長として互選された。議題は、人塚古墳の整備内容のうち瓦窯跡の具体的な表示方法についてと、前回の委員会で指摘を受けた周濠外側に施した盛土についての説明である。瓦窯跡の表示については、発掘調査で検出された位置にその範囲を縁石等で囲って平面表示することとし、縁石の内部にアンツーカーのような舗装を施すことで草が生えないようにすることとなった。また、表示場所の付近に窯跡についての説明板を設置し、表面を検出したのみで詳細な調査は行われていないことを明記することとなった。周濠外側に施した盛土については、前回の委員会後に資料を精査した結果、発掘調査で確認された場所を基準に設定された復元盛土であることがわかったり、改めてその旨を報告した。また、説明板にその内容を記載することとした。委員からは、西側の周濠について、後世の耕作で改変されている部分が紛らわしく、墳丘裾位置が分かりにくいため、本来の裾位置に表示石を設置する案がでた。整備完了後の活用について、古墳築造当時の想定復元図を描いたイラスト等を含めたパンフレットを作成することなどの提案があった。



第143図 第21回委員会資料 人塚古墳

第22回委員会 平成28(2016)年4月22日開催。整備工事を施工する市の公園緑地課職員が出席。事務局より、前年度に実施した人塚古墳の整備内容の報告を行い、事業最終年度となる本年度の整備計画について説明した。前回の委員会で新たに設置することになった墳丘裾位置の表示石については、当初1箇所を予定していたものを、発掘調査でおおよその裾を確認できた合計3箇所すべてに設置することとなった。瓦窯跡の表示については、将来的に草で隠れてしまわないよう、現地表面から10cm程度盛り上げて設置することとなった。

本整備事業は、国の国宝重要文化財等保存整備費補助金及び兵庫県の文化財保存整備費等補助事業の補助金を受けて進められた。国庫補助事業として採択された平成17年度から平成28年度の事業完了までの整備事業費は、下記表のとおりである。

支 出	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	合 計
工事請負費	0	10,050,000	0	16,055,550	10,637,000	8,032,537	0	0	5,343,450	9,187,560	5,405,400	3,782,160	68,493,657
委託料	2,863,350	0	2,752,050	9,435,720	0	3,118,500	0	1,491,000	1,815,450	0	0	0	21,476,070
賃金	1,956,232	945,165	1,298,607	0	967,950	0	0	0	0	0	1,060,424	905,740	7,134,118
報償金	324,000	0	0	63,000	0	18,000	0	0	9,000	0	0	0	414,000
旅費	155,720	32,800	0	108,660	90,240	55,915	0	1,300	4,220	1,520	0	0	450,375
消耗品費	78,932	36,997	9,991	244,134	5,966	15,739	0	450	5,911	3,000	9,929	31,000	442,049
印刷製本費	122,462	160,211	0	92,936	0	14,000	0	0	0	0	0	2,425,980	2,815,589
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129,000	129,000
合 計	5,500,696	11,225,173	4,060,648	26,000,000	11,701,156	11,254,691	0	1,492,750	7,178,031	9,192,080	6,475,753	7,273,880	101,354,858

取 入	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	合 計
国庫補助金	2,750,000	5,000,000	1,932,000	13,000,000	5,000,000	1,611,000	0	746,000	3,589,000	4,000,000	3,200,000	3,500,000	44,328,000
県費補助金	1,375,000	2,500,000	966,000	6,500,000	2,500,000	805,000	0	373,000	1,794,000	2,000,000	1,600,000	1,750,000	22,163,000
市 費	1,375,696	3,725,173	1,162,648	6,500,000	4,201,156	8,838,691	0	373,750	1,795,031	3,192,080	1,675,753	2,023,880	34,863,858
合 計	5,500,696	11,225,173	4,060,648	26,000,000	11,701,156	11,254,691	0	1,492,750	7,178,031	9,192,080	6,475,753	7,273,880	101,354,858

第144図 整備事業費内訳